

## 災害時多言語電話通訳業務公募説明書

### 1 当該公募の趣旨

北九州市には、約 17,000 人の外国人市民が居住しており、年々、外国人市民の国籍が多様化している。災害時において、高齢者や障がい者と同じく外国人も災害時の要配慮者に位置付けられているが、外国人は日本での災害に関する知識や経験が乏しく、且つ日本語の理解が十分ではない方も多く、災害時に生じる言葉の壁が深刻な問題を引き起こす可能性がある。そのため、災害発生時には、初期段階から外国人の問い合わせに多言語で対応できる環境を整備する必要がある。また、大規模災害発生時には、24 時間体制での多言語電話通訳の円滑な運営が求められる。業務実施にあたっては、関係機関等と密な連携を取りながら行うほか、本市において近年増加傾向にあるベトナム・ネパールといった非漢字圏の言語に対応する必要がある。そのため本業務については、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても 3 の応募要件を満たすと認められる者がいない場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3 の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札又は指名型プロポーザルを実施する。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

災害時多言語電話通訳業務

#### (2) 業務の詳細な説明

別添仕様書のとおり

### 3 応募要件

#### (1) 基本的要件

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成 7 年北九州市規則第 11 号）第 6 条第 1 項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。

ウ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

#### (2) 基本的要件以外の要件

ア 外国人住民からの問い合わせに対し、的確な通訳を行う人材を有している

こと。

イ これまでに電話による通訳業務を実施した実績があること。

ウ ア・イについて、要件を確認できる書類及び応募者の概要が分かる書類が提出できること

#### 4 手続き等

##### (1) 契約担当課（問い合わせ先）

住所 北九州市小倉北区域内 1 番 1 号

担当課名 北九州市政策局国際政策課

電話番号 093-582-2146 FAX 番号 093-582-2176

##### (2) 説明書に対する質問受付及び回答

ア 受付期間

令和 7 年 3 月 5 日から令和 7 年 3 月 1 8 日まで（閉庁日を除く。）の毎日、8 時 3 0 分から 1 7 時まで

イ 受付担当課

(1) に同じ。

ウ 回答

受付担当課から回答する。

##### (3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和 7 年 3 月 5 日から令和 7 年 3 月 1 8 日まで（閉庁日を除く。）の毎日、8 時 3 0 分から 1 7 時まで

イ 提出場所

(1) に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、別紙「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

エ 参加意思確認書記載上の留意事項等

##### (4) その他

ア 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、その後到達しても参加意思確認書の提出を無効とする。

イ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加意思確認書及びその関係書類は返却しない。

エ 提出された参加意思確認書は、審査以外提出者に無断で使用しない。

オ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。

- カ 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- キ 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行うこととなった当該業務委託の指名競争入札又は指名型プロポーザルを中止する場合がある。
- ク 参加意思確認書を提出した者に対し、審査結果を通知する。
- ケ クの通知で、応募要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起算して7日以内に、書面により、北九州市政策局国際政策課長に対して、応募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。